

令和2年 第2回

教育委員会定例会会議録

令和2年2月5日

中央区教育委員会

令和2年第2回教育委員会定例会会議録

開会日時 令和2年2月5日(水) 午後1時30分
場 所 中央区役所6階会議室
出席委員 中央区教育委員会教育長 平林治樹
委 員 渥美哲夫
委 員 窪木登志子
委 員 本宮典幸
委 員 森田潤一

説明のために出席した事務局職員

次 長 長嶋育夫
庶務課長 俣野修一
副 参 事 河内武志
学務課長 植木清美
学校施設課長 染谷修一
指導室長 中山晴義
教育支援担当課長 細山貴信
統括指導主事 上原史士
統括指導主事 清水浩和
図書文化財課長 志賀谷優

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 木曾雄一

書 記 中央区教育委員会事務局
教育行政推進係長 荻原雅彦
教育行政推進係員 宮崎真里

開 議 午後1時30分平林教育長開会宣言
会議規則第30条による署名委員
教育長 平林治樹
委 員 本宮典幸

- 日程第1 議案第5号
中央区教育委員会の教育目標について
- 日程第2 議案第6号
令和元年度中央区一般会計2月補正教育予算案に対する意見の申出について
- 日程第3 議案第7号
令和2年度中央区一般会計教育予算案に対する意見の申出について
- 日程第4 議案第8号
公益的法人等への中央区職員の派遣等に関する条例改正に伴う意見の申出について
- 日程第5 議案第9号
中央区長等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の制定に伴う意見の申出について
- 日程第6 議案第10号
中央区立教育センター講師等の設置等に関する規則等の廃止について
- 日程第7 議案第11号
中央区民文化財の登録について
- 日程第8 報告事項
各課事業報告について
- 追加日程第1 議案第12号
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条に基づく内申について

教育長 ただいまから、令和2年第2回教育委員会定例会を開会します。
初めに、本日の会議録の署名委員を指名します。本日は本宮委員にお願い
します。

本宮委員 はい。

教育長 それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第5号を議題といたしま
す。議案第5号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第5号「中央区教育委員会の教育目標」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等がないようですので、本案を可決することにご異
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されま
した。

次に、日程第2、議案第6号「令和元年度中央区一般会計2月補正教育予算
案に対する意見の申出について」と、日程第3、議案第7号「令和2年度中央
区一般会計教育予算案に対する意見の申出について」は、公表前の教育予算案
に関する案件でありますため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
14条第7項の規定に基づき、会議は非公開とし、公開で審議する日程が終了
した後に審議したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第14条第7項の規定に基づき、後ほど非公開で審議をすることといた
します。

次に、日程第4、議案第8号を議題といたします。議案第8号を、書記、朗
読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いいたします。

次長 議案第8号「公益的法人等への中央区職員の派遣等に関する条例改正に伴
う意見の申出」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等がないようでございますので、本案を可決するこ
とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第9号を議題といたします。議案第9号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第9号「中央区長等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の制定に伴う意見の申出」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第10号を議題といたします。議案第10号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第10号「中央区立教育センター講師等の設置等に関する規則等の廃止」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第11号を議題といたします。議案第11号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いいたします。

次長 議案第11号「中央区民文化財の登録」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで、追加議案を提出したいと存じます。件名は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条に基づく内申について」でございます。本件を追加議案として審議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。なお、本件は、人事に関する案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議は非公開としたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、追加議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開で審議することに決定をいたしました。

それでは、公開で審議する日程が終了しましたので、非公開の教育委員会を行います。

傍聴の方は一旦、退室をお願いします。

(傍聴人退室)

(午後1時42分 非公開委員会開会)

----- 非公開委員会 -----

(午後1時48分 非公開教育委員会閉会)

(午後1時49分 定例会再開)

(傍聴人入室)

教育長 それでは、次に、日程第8、報告事項のうち(1)について、報告をお願いします。

副参事 「教育振興基本計画検討委員会からの答申」について、資料1により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お伺いします。

(「なし」の声あり)

- 教育長 よろしいですか。それでは、次に（２）（３）について、報告をお願いします。
ます。
- 学務課長 「令和２年度幼稚園預かり保育の園児募集状況」について、資料２により報告。
「インフルエンザ様疾患による臨時休業（学級閉鎖等）の状況」について、資料３により報告。
- 教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いします。
（「なし」の声あり）
- 教育長 よろしいですか。それでは、次に、（４）（５）について、報告をお願いします。
ます。
- 指導室長 「令和元年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果」について、資料４により報告。
「令和元年度第２回中央区いじめ問題対策委員会の概要」について、資料５により報告。
- 教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お伺いします。
（「なし」の声あり）
- 教育長 よろしいですか。それでは、次に、（６）について報告をお願いします。
北・生涯学習課 「令和２年中央区成人の日記念式典「新成人のつどい」の実施結果及びアンケート調査結果」について、資料６により報告。
- 教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いします。
（「なし」の声あり）
- 教育長 よろしいですか。次に、（７）について報告をお願いします。
学務課長 「意見・要望」の１件目について、資料７により報告。
図書文化財課長 「意見・要望」の２件目、３件目について、資料７により報告。
- 教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お伺いします。
窪木委員 タイムドーム明石の接遇について、ご意見をいただいたということですが、以前にもタイムドーム明石での接遇についてご意見をいただいたことがあったと記憶しています。今回のご意見との関連やご意見をいただいた際の対応など教えていただけますか。
- 図書文化財課長 ご意見をいただいたことを受けて、タイムドーム明石の窓口業務を行っている事業者が、担当している職員一人一人と面談を行いました。展示物に触れない、静かに鑑賞するなどのルールを守っていただかなくてはいけないという気持ちから、それが利用者の方に厳しい口調と受け取られるような対応につながってしまった部分があるということを目撃の結果として報告を受けています。
今後はそういった部分について、これまで以上に注意するとともに、担当す

る職員が共通の認識を持った対応を行い、接遇の向上に努めてまいります。

窪木委員 多くの方が有意義に利用できるようにしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

教育長 ほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、これで、本日の日程は終了いたしました。委員の皆さまから意見等ございましたらお伺いします。

本宮委員 新型コロナウイルス感染症の世界的流行について連日報道されています。子どもは感染しにくいと言われていますが、本区の児童・生徒やその保護者が感染した場合の対応などについて教えていただけますか。

学務課長 新型コロナウイルス感染症は、指定感染症に指定されましたので、児童・生徒が感染または感染が疑われる場合には、そのお子さんは出席停止となります。児童・生徒が感染したときに、学級閉鎖や休校などの対応をするかどうかは、今後、国からの通知等を踏まえて考えてまいります。

現在は、国や東京都からの通知で、インフルエンザと同様の対策を行うようにとのことです。手洗いやうがいなど、感染症対策の徹底を学校・幼稚園に周知しています。

指導室長 教員については、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、感染の疑いがある場合には、病気休暇や年次有給休暇を取得して休むこととなります。また、咳などの通常のかぜの症状で軽度の場合については、健康観察を行いながら、マスクの着用や必要に応じて医療機関を受診するなどして勤務するということとなります。

本宮委員 わかりました。

教育長 ほかに、ご意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、これで、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時19分 教育長閉会宣言

署名委員